

注 意 事 項

1. この等級格付名簿の有効期間は令和元年5月13日から次回の名簿更新の日の前日までとします。
2. 大仙市入札参加有資格者の等級格付に関する基準(平成31年4月1日改正。以下「格付基準」という。)により市内業者及び準市内業者(別に定める認定基準を満たす者)について等級格付しております。
ただし、市外に本店を有する者にあつては、格付基準別表第1で定める有資格技術者の保有基準を市内に設置する支店又は営業所(以下「市内営業所」という。)毎に確認のうえ等級格付しております。
3. 建設業者の等級格付名簿における建設業の許可区分の表示は次のとおりです。
特定建設業許可……………等級に「*」を付して表示
一般建設業許可……………表示なし
4. 建設業者については、秋田県の等級格付を参考にし、市内業者及び準市内業者について審査を行い、一般土木及び建築一式工事についてはA・B・Cの3段階に、電気、給排水、鋼構造物、舗装、一般塗装及び造園工事についてはA・Bの2段階に、その他の工種についてはAのみの1段階に等級格付したものです。
なお、水道施設工事については、格付基準第2条第2項、解体工事については、格付基準第2条第3項で定める基準を満たす市内業者及び準市内業者について等級格付しております。
5. 測量業者の格付は、秋田県の選定基準に準じて審査を行い、大仙市内営業所に常勤する測量士又は測量士補3名(うち測量士2名以上)を1パーティとし、3パーティ以上有する者をA、2パーティ有する者をB、1パーティ有する者をCの3段階に等級格付したものです。
また、業務については3つに細分し、入札参加を希望する部門を◎印で示しております。
6. 土木関係建設コンサルタント業者の格付は、上記、測量業務の格付A又はBを有する者のうち、次の区分により等級格付しております。
(1) 大仙市内の営業所に常勤する次のア～エのいずれかに該当する者を2名以上有する者をAに等級格付しております。ただし、うち1名はア～ウのいずれかに該当する者でなければなりません。
ア 技術士
イ 技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定された技術者
ウ RCCM(RCCM資格試験に合格した者を含む)
エ 農業土木技術管理士
(2) 前号以外の者のうち、前号ア～エのいずれかに該当する者若しくは実務経験の有る者(コンサルタント会社に12年以上在籍し、4年以上の実務経験を確認できるもの。)を1名以上有する者をBに等級格付しております。
7. 補償コンサルタント業者の格付は、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)により、複数部門の登録を受けている業者について当該部門毎にAに等級格付しております。
8. 地質調査業者の格付は、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)による登録を受けている業者をAに等級格付しております。